

大磯町下水道条例の一部を改正する条例

大磯町下水道条例（平成 3 年大磯町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「等に関し」を「並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、」に改める。

第 2 条中第 12 号を第 13 号とし、第 4 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 排水施設 法第 2 条第 2 号に規定する排水施設をいう。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

(公共下水道の構造の基準)

第 2 条の 2 法第 7 条第 2 項に規定する公共下水道の構造の基準は、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「政令」という。）で定める基準のほか、次条から第 2 条の 4 までに定めるところによる。

(排水施設の構造の基準)

第 2 条の 3 排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第2条の4 第2条の2から前条までの規定は、次に掲げるものには適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第22条の次に次の2条を加える。

(都市下水路の構造の基準)

第22条の2 第2条の3及び第2条の4の規定は、都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第22条の3 法第28条第2項に規定する都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する施設で改正後の第2条の3の規定に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該規定は、適用しない。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

平成25年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄